

解除承認基準（百貨店等）

指定 場所	禁止 行為	解 除 の 基 準
売 場	喫 煙	認めないものとする。
	裸 火 使 用	<p>1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 条例で火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上を確保していること。</p> <p>(3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 消火器具を設けること。</p> <p>(6) 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料のつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、売場の部裸火使用の項1に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 消費量は、1個につき5.8KW以下であり、総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、17.5KW以下であること。</p> <p>ただし、次に掲げる要件を満たしている場合は、使用する場所ごとに総消費量を17.5KW以下とすることができる。</p> <p>ア 使用する場所が、売場外周部に隣接して防火区画されており、気体燃料を熱源とする火気使用設備器具又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>なお、最大消費量が1.2KW以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又はこれと同等以上のものに限る。以下同じ。）のみを使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>イ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。</p> <p>ウ スプリンクラー設備、水噴霧等消火設備その他の自動消火設備等が設けられていること。</p> <p>(2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>(3) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(4) 使用する場所は、不燃区画（壁は特定不燃材料とする。）されていること。</p> <p>なお、最大消費量1.2KW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合を除く。</p> <p>3 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、売場の部裸火使用の項1に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 固体燃料の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算</p>

		<p>し、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>(2) 使用する場所は、不燃区画（壁は特定不燃材料とする。）されていること。</p>
危険物品持込み		<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料のつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条別別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項2の規定によること。</p> <p>(2) 揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p>
通常顧客の出入りする部	喫煙	<p>1 催事場等 認めないものとする。</p> <p>2 兼営事業部分 認めないものとする。</p> <p>3 屋外に開放された部分 認めないものとする。</p>
	裸火使用部	<p>1 催事場等</p> <p>(1) 可燃物から安全な距離が確保できること。</p> <p>(2) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 消火器具を設けること。</p>

<p>分 (催事場等・兼営事業部分・屋外に開放された部分)</p>	<p>(5) 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(6) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料のつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(7) 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>イ 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 売場の部裸火使用の項2(1)から(3)の規定によること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 売場の部裸火使用の項3(1)の規定によること。</p> <p>2 兼営事業部分 催事場等の項によること。</p> <p>3 屋外に開放された部分 催事場等の項(1)から(6)までによること。</p>
<p>危険物品持込み</p>	<p>1 催事場等</p> <p>(1) 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(4) 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料のつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>(6) 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>イ 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>ウ 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>2 兼営事業部分 催事場等の項によること。</p> <p>3 屋外に開放された部分 催事場等の項(1)から(5)までによること。</p>